

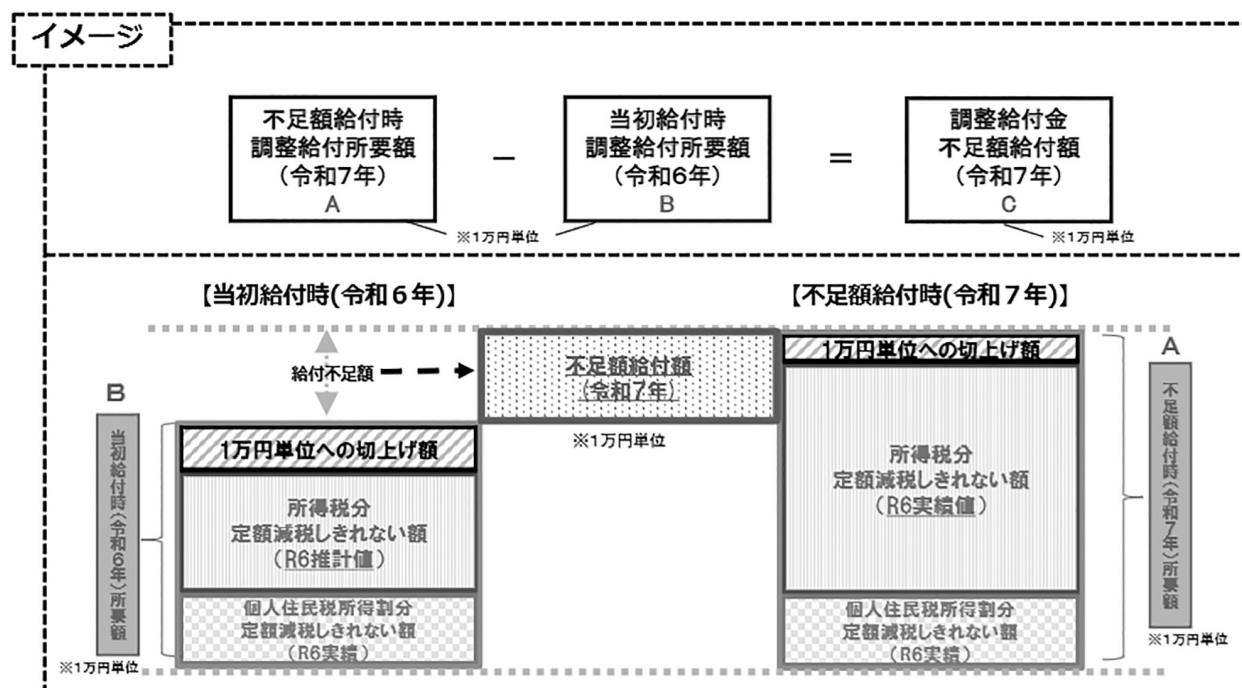
定額減税を補足する給付金(不足額給付)について

定額減税を補足する給付金(不足額給付)とは、令和6年分所得税、令和6年度住民税、定額減税(所得税及び住民税)の実績額等が確定したことで、令和6年度秋頃に実施した定額減税調整給付(当初調整給付)の額に不足が生じた場合に、追加で給付を行うものです。

対象者は原則として令和7年1月1日に智頭町に住民登録がある人のうち、次の「不足額給付Ⅰ」又は「不足額給付Ⅱ」に該当する人です。

不足額給付Ⅰ

当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことなどで、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき額と、当初調整給付額との間で差額が生じた人。



出典：低所得者支援及び定額減税補足給付金(うち不足額給付)概要資料(3/19時点版)より

不足額給付Ⅱ

- 青色事業専従者、事業専従者(白色)
- 合計所得金額48万円超の者

のいずれかであり、低所得世帯向け給付※対象世帯の世帯主・世帯員に該当していないこと。

※ 令和5年度非課税世帯への給付(7万円)

令和5年度均等割のみ課税世帯への給付(10万円)

令和6年度新たに非課税世帯もしくは均等割のみ課税となった世帯への給付(10万円)

次の予定で対象者に「支給のお知らせ」等を送付予定です

不足額給付Ⅰ：「支給のお知らせ」または「確認書」を8月下旬に送付予定

不足額給付Ⅱ：「申請書」を9月下旬に送付予定

※「支給のお知らせ」のみの人は返送不要です。「確認書」、「申請書」の人は返送が必要です。

問合せ先

役場税務住民課

☎75-4117